

品川区障害者福祉団体登録要綱

制定	平成 30 年 3 月 23 日	区長決定	要綱第 61 号
改正	令和 4 年 1 月 11 日	部長決定	要綱第 25 号
改正	令和 6 年 3 月 1 日	部長決定	要綱第 401 号
改正	令和 8 年 3 月 31 日	区長決定	要綱第 63 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、第 2 条に定める要件に該当する団体を品川区障害者福祉団体として登録することにより、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 24 条に基づく施設利用等における利便と経済的負担の軽減を図り、障害者の福祉向上に資することを目的とする。

(登録の要件)

第 2 条 品川区障害者福祉団体（以下「登録団体」という。）とは、障害者の福祉を増進することを目的に、障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者、戦傷病者およびこれに準ずる者ならびにその父母兄弟等が自主的に組織した団体で、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 団体の活動が、1 年以上の活動実績があること。
- (2) 各種連合体でなく単一の団体であること。
- (3) 構成員が 10 名以上でおおむね半数以上が区内に居住していること。
- (4) 団体の主たる活動の場および活動の本拠としての事務所を区内に有し、かつ代表者が区内在住であること。
- (5) 営利または特定の政党に関する政治活動若しくは宗教活動を目的としないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、障害者福祉に貢献する区内の社会福祉法人等で、区長が特に認めた場合に限り、登録団体とすることができる。

(登録の申請)

第 3 条 登録を希望する団体は、登録申請書（第 1 号様式）に次の書類を添付して区長に提出するものとする。ただし、前条第 2 項に規定する法人等および品川区障害者団体補助金交付要綱第 2 条に規定する補助事業者については、その書類の一部または全部の添付を省略することができる。

- (1) 申請団体の規約
- (2) 申請団体の会員名簿および役員名簿
- (3) 申請団体の予算書および前年度の決算書
- (4) 申請団体の事業計画書および前年度事業報告書

(登録の申請の受理、審査および登録)

第 4 条 区長は、申請を受理したときは、第 2 条に定める登録の要件を審査し、登録の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定により登録を決定したときは、登録団体として登録し、団体登

録証（第 2 号様式）を当該団体に交付し、登録をしないと決定したときは、登録申請却下通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第 5 条 登録の有効期間は、登録した日の属する年度の翌年度の末日とする。

（登録の更新および登録内容の変更）

第 6 条 登録団体は、引き続き登録を希望する場合には、有効期間前 1 か月から登録申請書に登録団体証を添付して、区長に提出し、更新の手続きをするものとする。

2 登録団体は、団体の規約および申請内容に変更があった場合、10 日以内に登録申請書に団体登録証を添付して、区長に提出し、登録内容の変更手続きをするものとする。

（登録の取消）

第 7 条 区長は、登録団体が第 2 条に定める登録の要件に適合しなくなったと認めたとしきおよび前条第 2 項に定める登録内容等の変更手続きをしないときは、当該団体の登録を取消することができる。

（区有施設使用料に対する助成）

第 8 条 区長は、区有施設のうち登録団体が使用する際に当該区有施設の施設および設備に係る使用料（以下「使用料」という。）が全額免除されない施設（以下「施設」という。）を登録団体が使用したときは、当該登録団体が負担した使用料に相当する額（施設を使用した日の属する会計年度（以下「当該会計年度」という。）中に施設を複数回使用した場合は、各施設の使用料の合計額に相当する額とする。）を、当該登録団体に対して助成金として交付することができる。この場合において、当該会計年度に交付する助成金の金額は 10,000 円を上限とし、その交付は 1 団体につき 1 回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用料について他の補助を受けている登録団体は、助成対象としない。

3 第 1 項の助成金の交付を希望する登録団体は、当該会計年度の 3 月末日までに区有施設使用料に対する助成金交付申請書（第 4 号様式）により区長に助成金の交付を申請しなければならない。

4 区長は、前項の規定による交付申請を受理した場合はその内容を審査し、交付の可否を決定し、区有施設使用料に対する助成金交付（不交付）決定通知書（第 5 号様式）により申請した登録団体に通知する。

5 前項に規定する助成金の交付決定通知を受けた登録団体（以下「交付決定団体」という。）は、区長が別に定める期限までに助成金交付請求書（第 6 号様式）により区長に助成金の交付を請求しなければならない。

6 区長は、前項の規定による助成金の交付請求を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは遅滞なく、交付決定団体に対し助成金を交付する。

7 区長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) その他区長が助成することが適当でないと認めたとき。

- 8 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、当該交付決定団体に対して、既に交付されている助成金の一部または全部の返還を命じなければならない。

付 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 品川区心身障害者福祉団体登録要綱（平成 27 年品川区要綱第 395 号）、品川区精神障害者団体登録要綱（平成 28 年品川区要綱第 7 号）は廃止する。
- 3 平成 30 年 3 月 31 日までに品川区心身障害者福祉団体登録要綱または品川区精神障害者団体登録要綱に基づき登録もしくは登録更新された団体については、品川区障害者福祉団体登録要綱第 4 条第 2 項に基づき登録の決定を受けたものとみなす。

付 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 11 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

障害者福祉団体登録申請書

品川区長 あて

年 月 日

フリガナ				
団体名				
代表者	住所	〒		
	氏名		電話	
連絡先	住所	〒		
	氏名		電話	
結成年月日				
結成目的				
活動内容				
活動場所				
活動日等				
会員構成		総数 名うち賛助会員(名)		
		会員名簿	会員・役員名簿、別紙のとおり	
会費徴収		月額(または、) 円・入会金 円		
加入条件		1. 特になし 2. ()		
添付書類		会則(規約)、当該年度予算書・事業計画書、前年度決算書・事業報告書を別紙添付		

第2号様式（第4条関係）

裏

表

ご 注 意

- (1) この証は、当区の各種公共施設の申込みおよび利用の際は、必ず持参し、関係者の請求があった場合は提示してください。
- (2) この証を、他の団体等に貸与したり、団体として不適当な活動をした場合は、登録を取消します。
- (3) この証を紛失、または記載事項に変更が生じた場合は、発行者へ届けてください。
- (4) この証の有効期間は裏面のとおりです。更新する場合、この証を添えて手続きをしてください。

問い合せ先

障害者福祉団体登録証

区のマーク

晶川区

中 左

中 右

登録番号	
団体名	
代 表	
連絡先住所	品川区

上記団体は、品川区の障害者福祉登録団体であることを証明します。

年 月 日

品川区長

区分	有 効 期 限	検印
新規	年 月 日から	
更新	年 月 日まで	
更新	年 月 日まで	
更新	年 月 日まで	
更新	年 月 日まで	
更新	年 月 日まで	

第 号
年 月 日

（申請者）

様

品川区長



登録申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった障害者福祉団体登録については、下記の理由により申請を却下します。

記

理 由

第 4 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住 所 _____

団体名 _____

代表者 _____

減免対象外の区有施設使用料に対する助成金交付申請書

品川区障害者福祉団体登録要綱第 8 条に基づき、関係書類を添えて申請します。

団体名	
施設使用日	年 月 日
施設名	
使用料	円

※団体名、利用内容、利用日、施設名および使用料が確認できるもの（支払済）を提出してください。

※施設を複数回使用した場合は、使用料の合計額を記載してください。

第5号様式（第8条関係）

区有施設使用料に対する助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

品川区長



年 月 日付で申請のあった区有施設使用料に対する助成交付について、品川区障害者福祉団体登録要綱第8条第4項に基づき、助成金を交付（不交付）することに決定しましたので通知します。

記

☐ 交付

交付決定額 金 _____ 円

☐ 不交付

理由

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

住 所 _____

団体名 _____

代表者 _____

区有施設使用料に対する助成金交付請求書

年 月 日付で交付決定のあった、区有施設使用料に対する助成金について下記のとおり請求します。

記

助 成 金 請 求 金 額 金 _____ 円